

三 番 瀬 再 生 会 議 資 料 集

平成17年4月27日

三 番 瀬 再 生 会 議

目 次

1 「三番瀬再生会議」設置要綱	
・知事と三番瀬再生会議の関係 - - - - -	図 - 1
・三番瀬円卓会議と三番瀬再生会議の機能等の対比表 - - - - -	表 - 1
2 三番瀬再生計画の策定と再生事業の進め方について	
・マネージメント・サイクルの考え方 - - - - -	図 - 2 - 1
・千葉県三番瀬再生計画の構成について - - - - -	図 - 2 - 2
・三番瀬再生計画（基本計画）策定に当たっての手順 - - - - -	図 - 2 - 3
・三番瀬再生計画（事業計画）策定に当たっての手順 - - - - -	図 - 2 - 4
・三番瀬再生計画に基づき実施する再生事業の進め方 - - - - -	図 - 2 - 5
・再生計画に基づき策定する実施計画の策定手順 - - - - -	図 - 2 - 6
・実施計画の検討方法 - - - - -	図 - 2 - 7
3 「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方について	

1 「三番瀬再生会議」設置要綱

(目的)

第1条 三番瀬の再生、保全及び利用についての知事の諮問機関として、知事が三番瀬再生計画案を尊重して策定する再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとともに、三番瀬の再生を県民とのパートナーシップのもと能動的に進めることを目的として、「三番瀬再生会議」を設置する。

(所掌事務)

第2条 三番瀬再生会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 県が策定する千葉県三番瀬再生計画について、知事の諮問に応じ答申を行うこと。
- (2) 三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べること。
- (3) 実施事業の内容や環境影響についての検討状況等の報告を受け、意見を述べること。
- (4) 三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること。
- (5) 必要があると認めるときは、三番瀬の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べること。
- (6) その他会長が必要と認めた事項について、知事に建議すること。

(委員)

第3条 三番瀬再生会議の委員の構成、定数は、別表第一のとおりとし、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(オブザーバー)

第4条 オブザーバーは別表第二に掲げる者をもって充てる。

(会長等)

第5条 三番瀬再生会議に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の中から知事が指名する。

3 副会長は、会長の指名により定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長は、三番瀬再生会議の会務を総理し、三番瀬再生会議を代表する。

(会 議)

第6条 三番瀬再生会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 三番瀬再生会議の結論は、委員の合意に基づき会長が判断する。
- 4 会長は、会議参加者の意見やインターネット等を用いた県民の意見を聞くように努めるものとする。
- 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(評価委員会の設置)

第7条 三番瀬再生会議に「評価委員会」を置く。

- 2 評価委員会は、三番瀬再生会議の指示に基づき、次の事務を行うものとする。
 - (1) 自然環境の定期的なモニタリング手法の検討及びモニタリング結果に基づく三番瀬の全体の影響の評価
 - (2) 再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測、モニタリング手法に対する意見及びモニタリング結果に基づく影響の評価
 - (3) 評価に基づく再生事業の継続の適否について三番瀬再生会議への報告
 - (4) その他再生事業についての専門的な分野における助言

(事務局)

第8条 事務局は、三番瀬再生会議及び評価委員会の運営に必要な事務を行う。

- 2 三番瀬再生会議の事務局は、総合企画部企画調整課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、三番瀬再生会議の運営に関し必要な事項は会長が三番瀬再生会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月27日から施行する。

別表第一

(委員の構成及び定数)

構 成	定 数
1 学識経験者	25人以内
2 地元住民	
3 公募による者	
4 漁業関係者	
5 環境保護団体関係者	
6 地元の経済界・産業界関係者	

別表第二

(オブザーバー)

機 関 名
水 産 庁
国 土 交 通 省
環 境 省
市 川 市
船 橋 市
習 志 野 市
浦 安 市

図 - 1 知事と三番瀬再生会議の関係

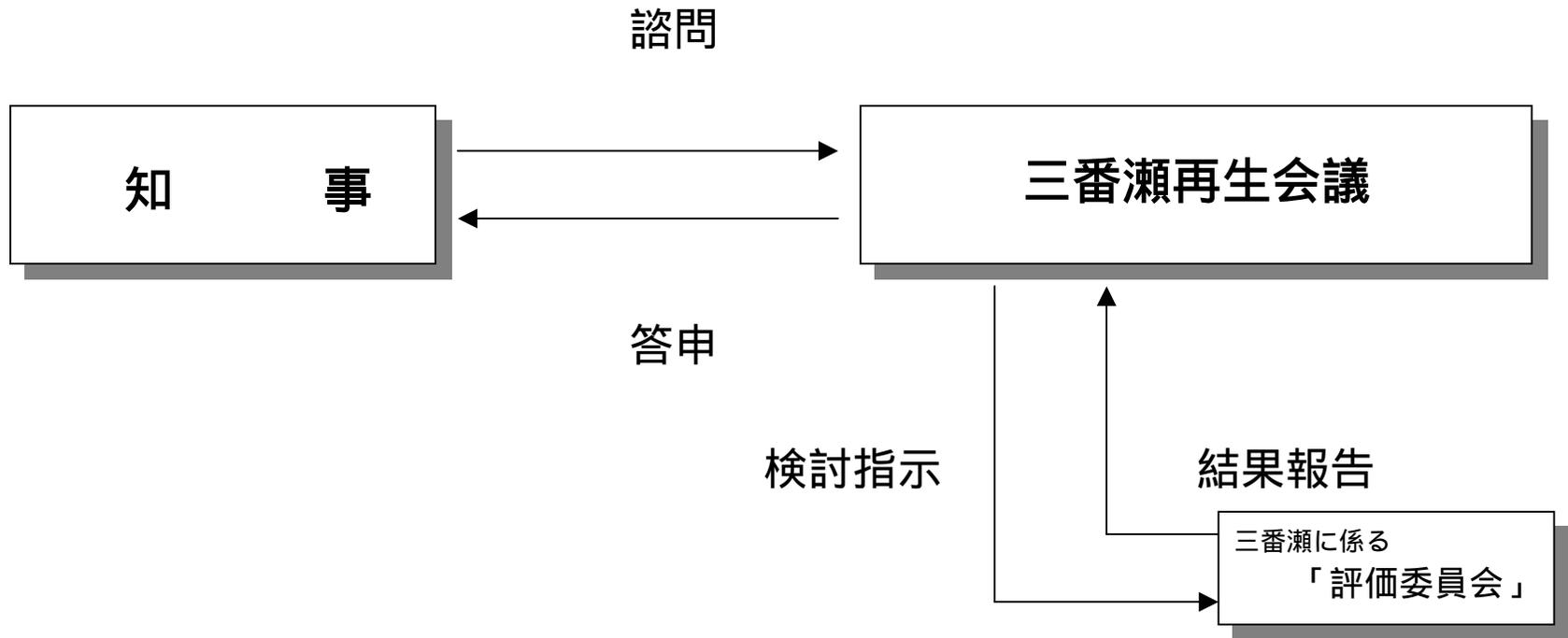


表 - 1 三番瀬円卓会議と三番瀬再生会議の機能等の対比表

平成17年4月27日
千葉県

項 目	三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）	三番瀬再生会議
目 的	三番瀬の再生計画を検討し知事に提案するため、学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境保護団体、県民、国、県地元市等により構成する「三番瀬再生計画検討会議」を設置する。	三番瀬の再生、保全及び利用についての知事の諮問機関として、知事が三番瀬再生計画案を尊重して策定する再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとともに、三番瀬の再生を県民とのパートナーシップのもと能動的に進めることを目的として学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境保護団体等から構成する三番瀬再生会議（以下「再生会議」という。）を設置する。
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 三番瀬の再生計画案の作成に関すること。 2 小委員会及び専門会議に関すること。 3 知事が三番瀬の再生に関し、依頼する事項 4 その他会長が必要と認めた事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県が策定する千葉県三番瀬再生計画（基本計画及び事業計画）について、知事の諮問に応じ答申を行うこと。（基本計画及び事業計画の策定並びに見直し等） 2 三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べる。（事業計画を検討するための組織のあり方、実施計画、再生事業等） 3 実施事業の内容や環境影響についての検討状況等の報告を受け、意見を述べること。 4 三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること 5 必要があると認めるときは、三番瀬等の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べること。 6 その他会長が必要と認めた事項について、知事に建議すること。
住民参加 情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・公開による会議開催、 ・開催情報、会議資料、会議結果、議事録をホームページで公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開による会議開催、 ・開催情報、会議資料、会議結果、議事録をホームページで公開
下部組織	海域小委員会、護岸・陸域小委員会、再生制度検討委員会及び専門家会議を設置	専門家により構成される「評価委員会」の設置

2 三番瀬再生計画の策定と再生事業の進め方について

平成17年4月27日
千葉県

知事は、三番瀬再生計画検討会議（三番瀬円卓会議）から提案された三番瀬再生計画案（円卓再生計画案）を尊重して県としての三番瀬再生計画（基本計画及び事業計画。以下「県の再生計画」と言います。）を策定するとともに、三番瀬の再生をマネジメントサイクル（図-2-1参照）の考え方に従い進めることとします。

1 県再生計画の策定

(1) 再生計画（基本計画及び事業計画）の策定

- ・県の再生計画の構成は、図-2-2のとおりです。
- ・知事は、図-2-3及び図-2-4に示す手順により県の再生計画を策定します。
- ・知事は、県の再生計画を策定するに当たり、県の再生計画案について、三番瀬再生会議に諮問します。
- ・知事は、三番瀬再生会議からの答申を受け、広く県民の意見を募集した上で、県の再生計画を策定します。

(2) 個別の検討委員会の設置

- ・知事は、県の再生計画（事業計画）及び実施計画の策定並びに実施計画に基づき実施する再生事業について検討するため、必要に応じて「個別の検討委員会」を設置することとします。
- ・知事は、「個別の検討委員会」を設置するに当たり「個別の検討委員会を設置するための基本的な考え方（委員の基本構成、検討委員会の運営方法、検討結果の報告方法）」（案）を、三番瀬再生会議に対し説明を行います。
- ・知事は、「個別の検討委員会を設置するための基本的な考え方」（案）について、三番瀬再生会議からの意見を受け、「個別の検討委員会を設置するための基本的な考え方」を定めます。（3 「個別の検討委員会を設置するための基本的な考え方」参照）
- ・知事は、「個別の検討委員会を設置するための基本的な考え方」に則り、「個別の検討委員会」を設置することとします。

2 再生事業の実施

知事は、再生計画に基づき次の手順で再生事業を進めていきます。（図-2-5参照）

第1段階 実施計画の策定（Plan）

- ・知事は、県の再生計画（基本計画及び事業計画）に基づき策定する実施計画について、環境調査等による事前の情報収集を行い、事業の実施が三番瀬の再生へ寄与すること及び環境への影響について事前に評価したうえで、策定するものとします。

また、その実施計画策定の経過についても、三番瀬再生会議へ報告するものとします。(図 - 2 - 6 及び 2 - 7 参照)

第2段階 再生事業の実施 (Do)

- ・知事は、三番瀬再生会議からの意見を考慮して、再生事業を実施します。また、再生事業の実施に伴う環境のモニタリングを実施します。

第3段階 評価 (Check)

- ・知事は、三番瀬全体の自然環境の継続的なモニタリング及び事業の実施に伴い実施する環境のモニタリング結果(以下「モニタリング結果」という。)について、三番瀬再生会議へ報告します。
- ・知事は、再生事業が終了した後も、一定の期間、環境のモニタリングを実施し、三番瀬再生会議へ報告します。
- ・三番瀬再生会議の会長は、知事から報告のあったモニタリング結果について、専門家により構成される「評価委員会」に対し、モニタリング結果を評価するよう指示します。
- ・「評価委員会」の座長は、三番瀬の自然環境の改善状況や再生事業による三番瀬の自然環境への影響について評価し、その結果を三番瀬再生会議に報告します。
- ・三番瀬再生会議の会長は、「評価委員会」から報告を受け、知事に対し必要な措置を講ずることを含め意見を述べます。

第4段階 対策の検討 (Action)

- ・知事は、三番瀬再生会議から意見を受け、再生事業の終了、継続、見直し、中止を決定します。
- ・知事は、再生事業の如何を問わず、三番瀬の自然環境が悪化することが懸念される場合には、三番瀬再生会議と協議して、対策を講じることとします。

3 その他

- ・三番瀬再生会議の会長は、県の再生計画の策定及び再生事業などについて、必要と認められた事項については、知事に建議することができます。
- ・三番瀬再生会議の会長は、必要があると認めるとき、知事に対し三番瀬の再生、保全及び利用について意見を述べることができます。

図 - 2 - 1 マネージメント・サイクルの考え方

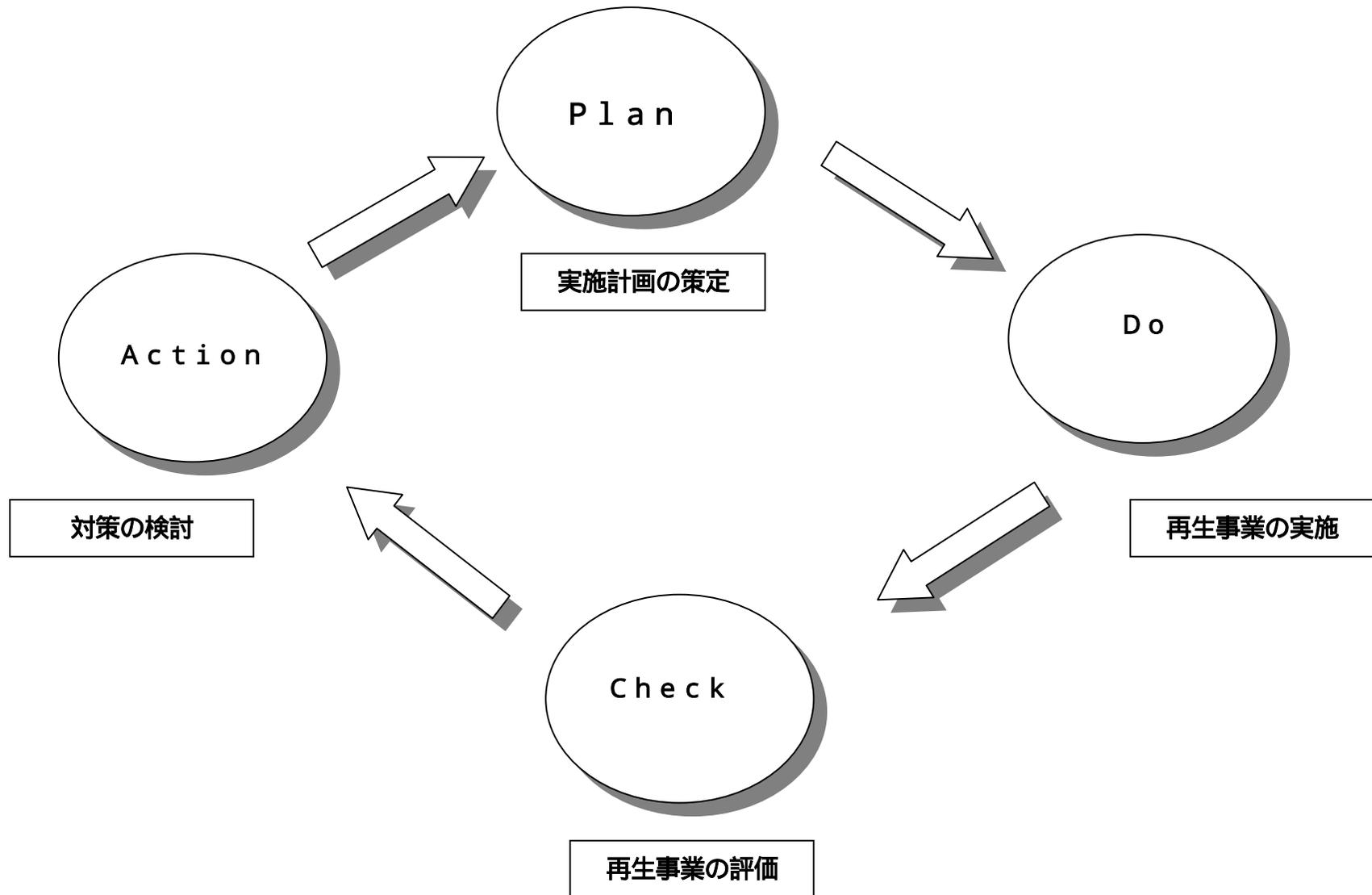


図 - 2 - 2 千葉県再生計画の構成について

平成17年4月27日
千葉県

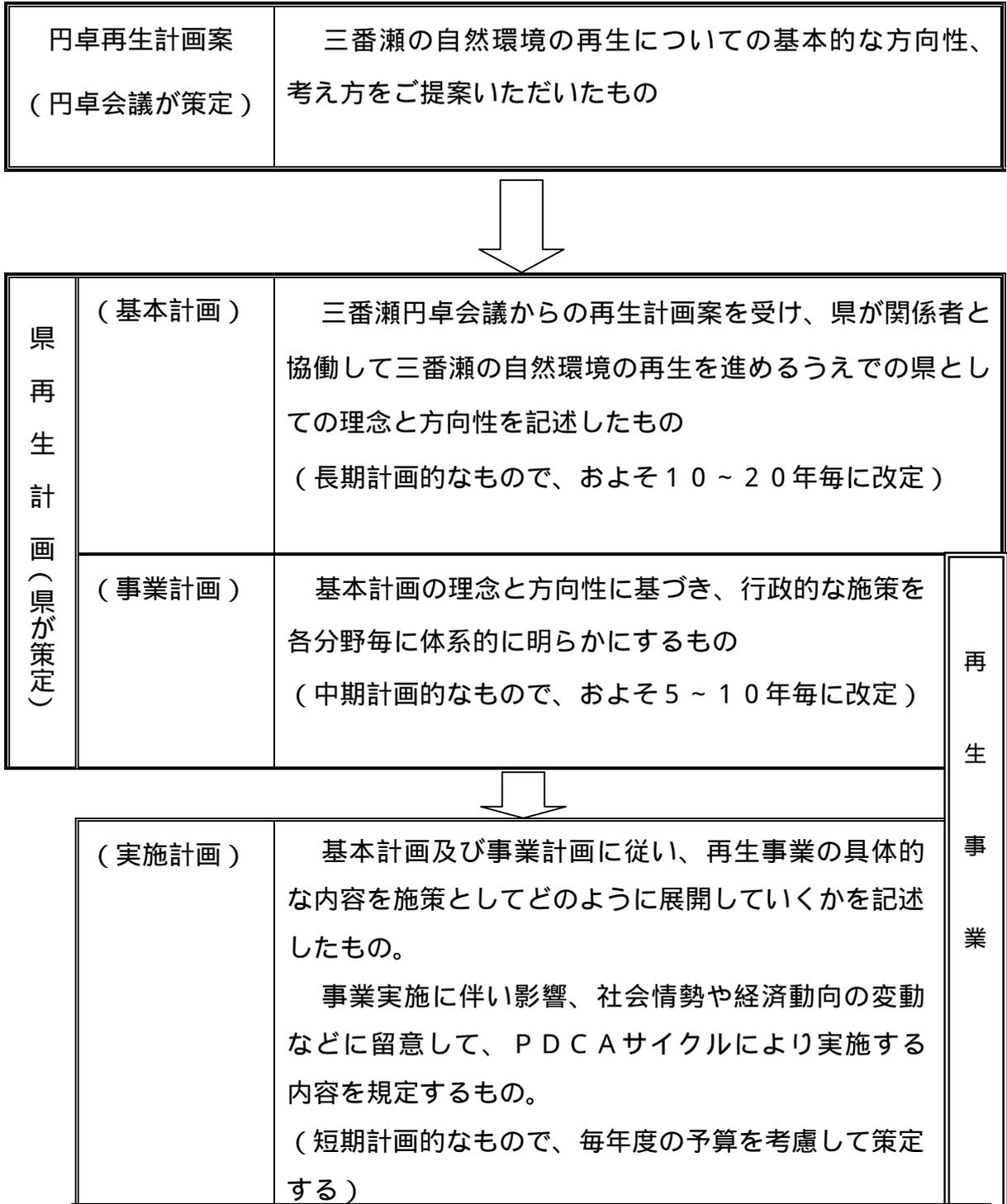


図 - 2 - 3 三番瀬再生計画（基本計画）策定に当たっての手順

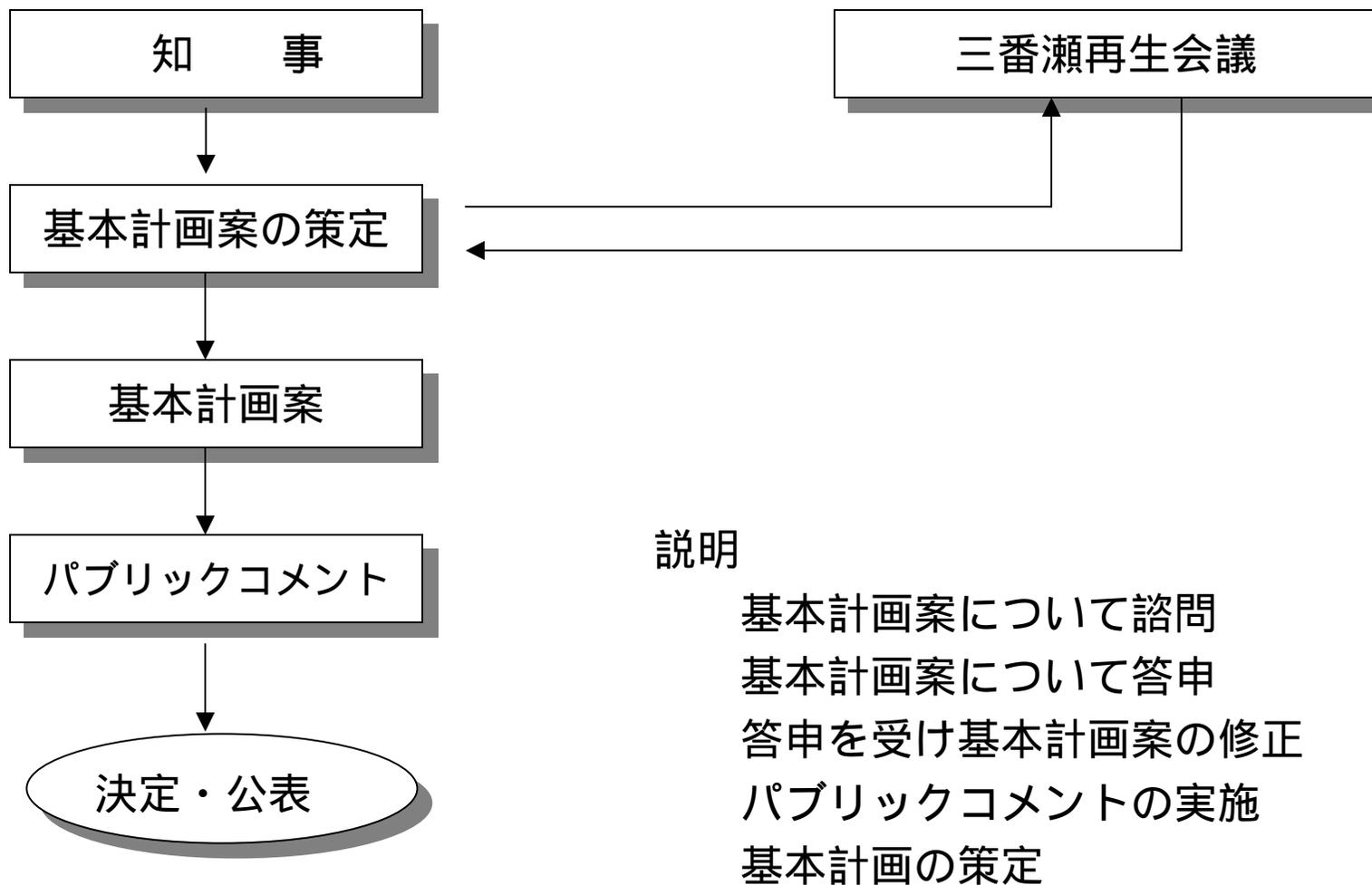


図 - 2 - 4 三番瀬再生計画（事業計画）策定に当たっての手順

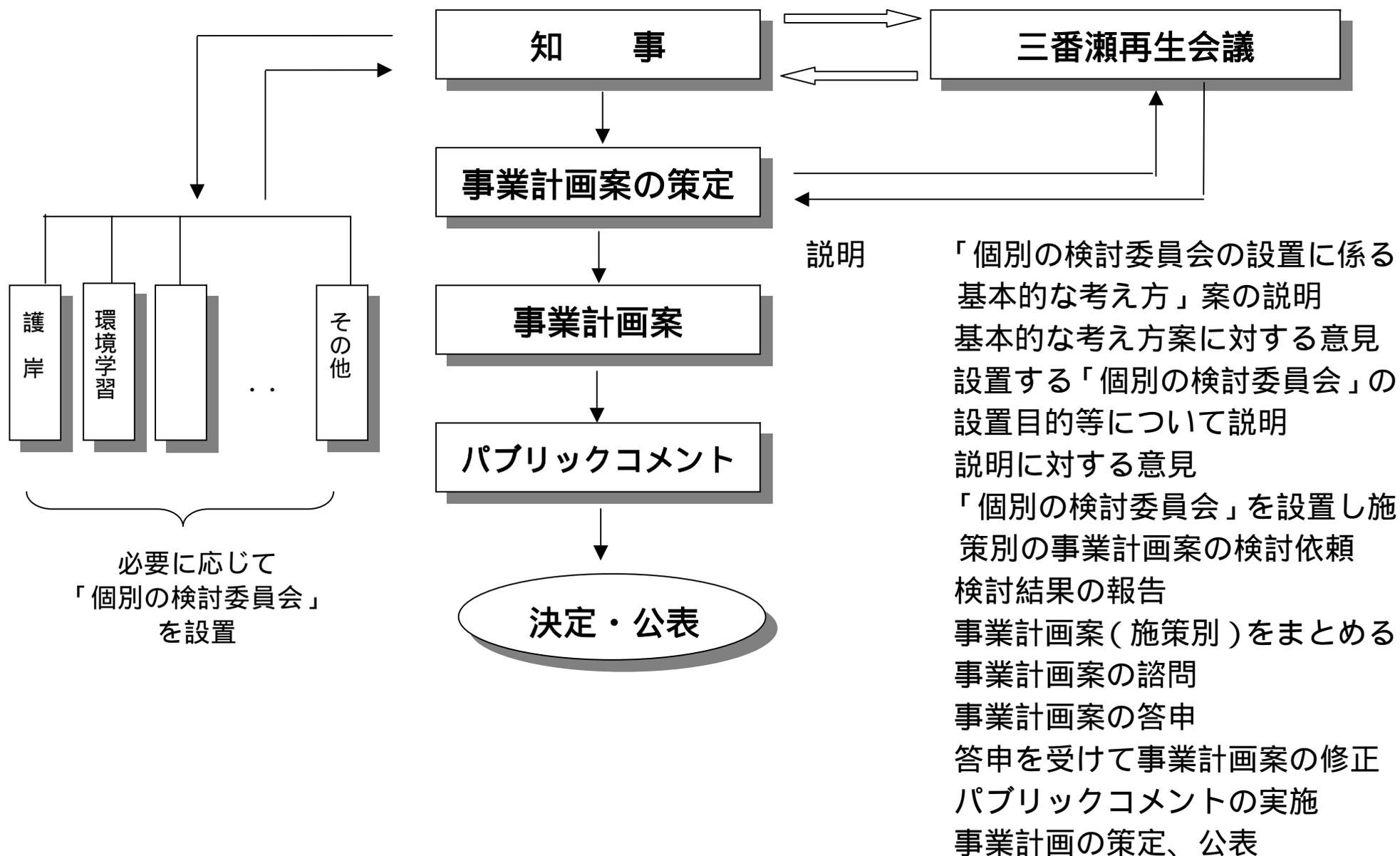


図 - 2 - 5 三番瀬再生計画に基づき実施する再生事業の進め方

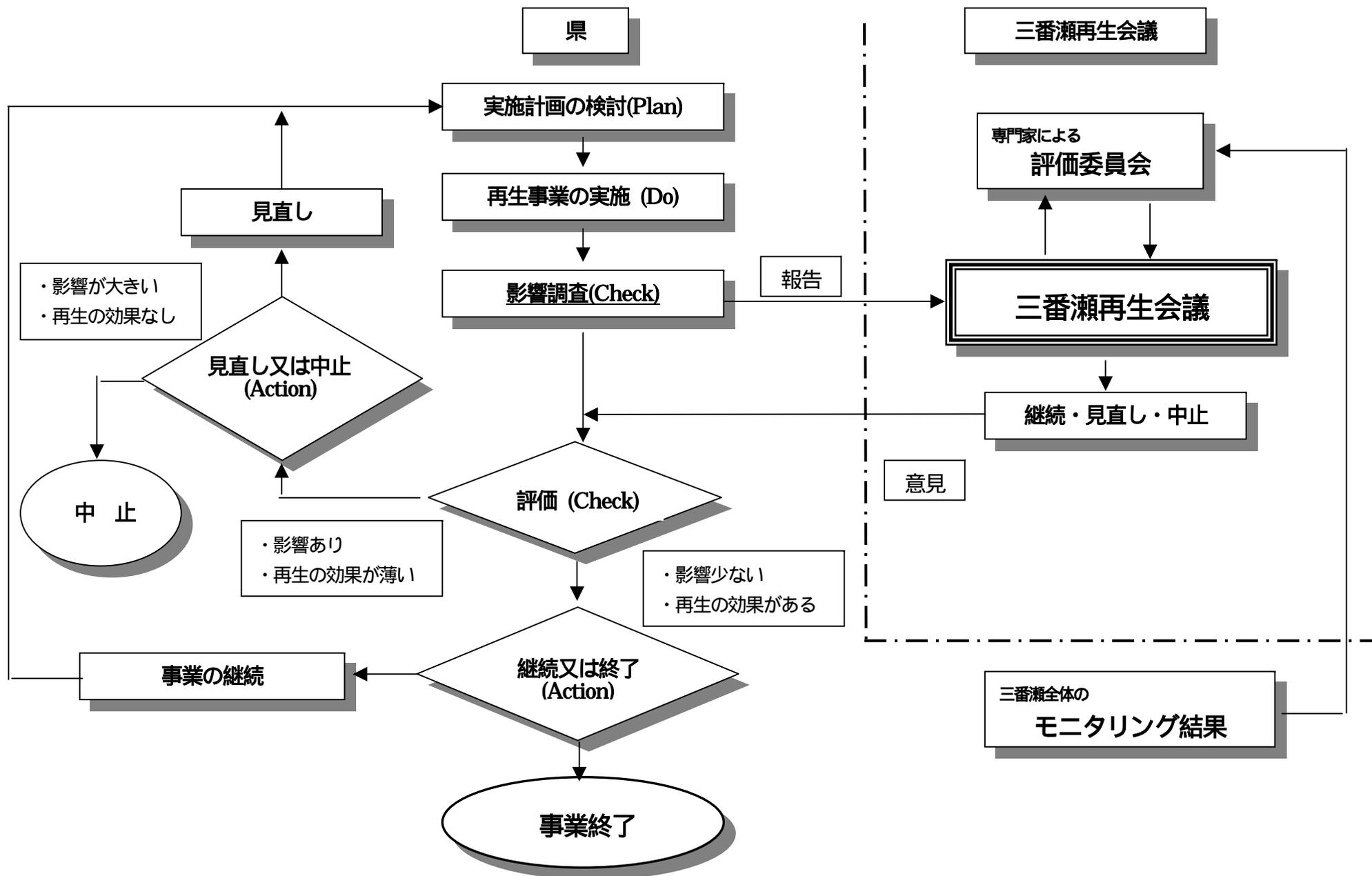


図 - 2 - 6 再生計画に基づき策定する実施計画の策定手順

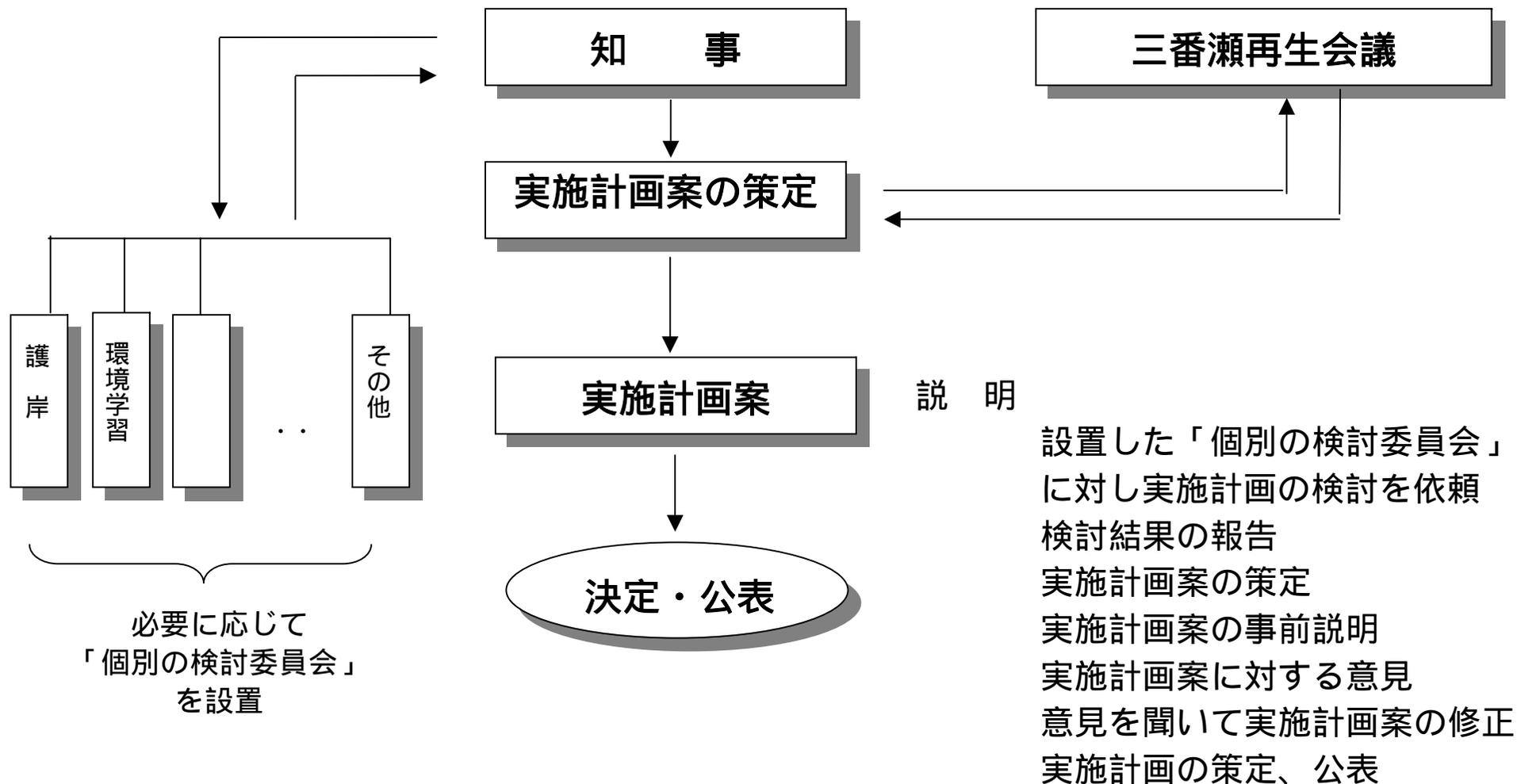
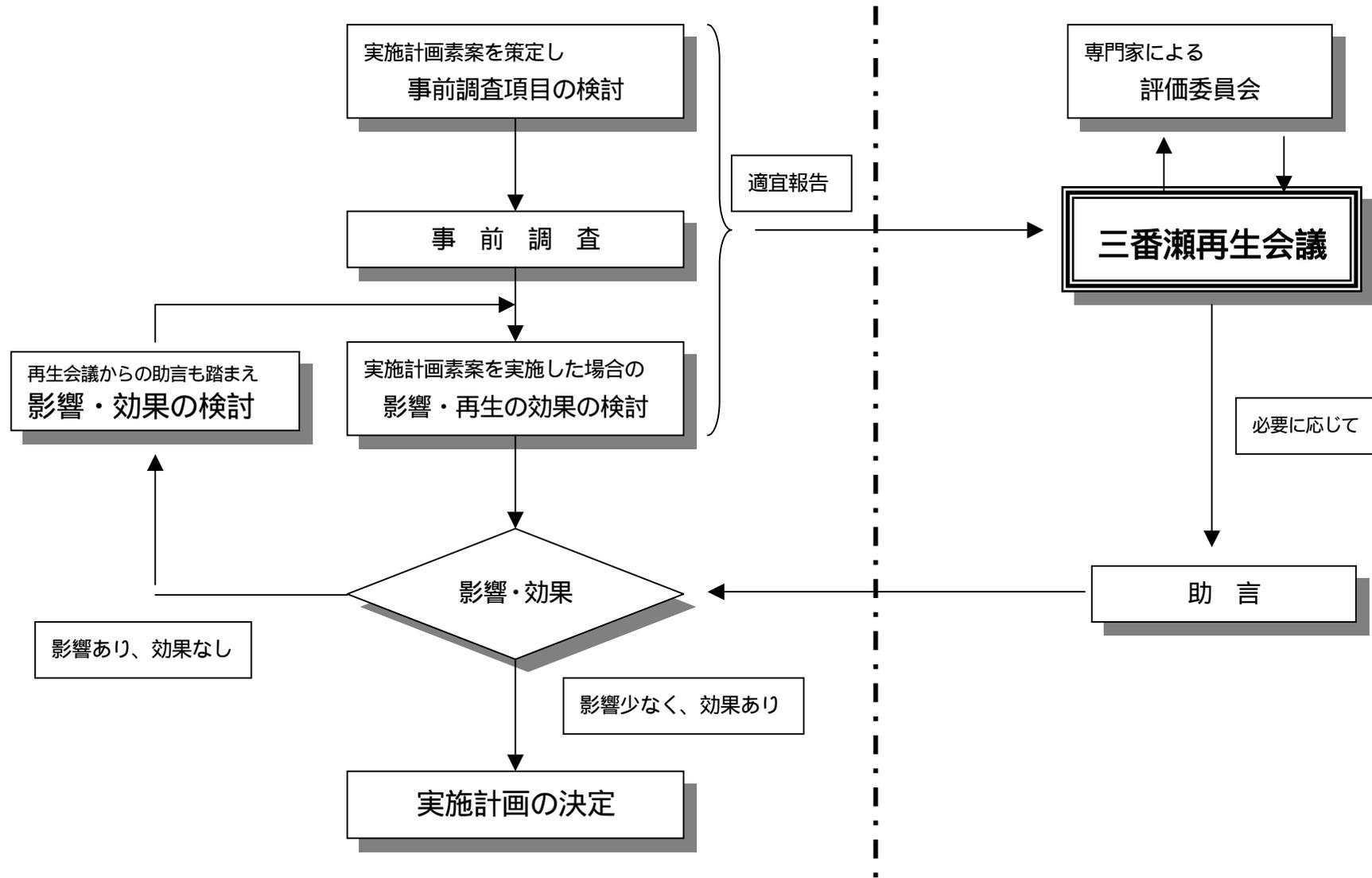


図-2-7 実施計画の検討方法



3 「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方について

平成17年4月27日
千葉県

知事が策定する県の再生計画(事業計画)や再生計画(基本計画及び事業計画)に基づき策定する実施計画を検討するために必要に応じて設置する「個別の検討委員会」の基本的な考え方は次のとおりです。

1 知事は、三番瀬再生計画検討会議(以下「三番瀬円卓会議」といいます。)から提案された「三番瀬再生計画案」の適正な実現に向け、県が策定する再生計画(事業計画)および再生計画(基本計画及び事業計画)に基づき策定する実施計画並びに事業実施に当たって助言をいただくことを目的に、「個別の検討委員会」を知事の下に設置します。

2 知事は、学識経験者を中心に委員会を構成し、委員会の性格に応じて、必要な分野を追加します。

知事は、三番瀬再生計画案を実効性のあるものとするため、事業計画を策定するものであり、個別の検討委員会では、科学的な知見に基づく検討を基本とし、経験的な知見や一般県民等の意見も聞きながら進めて行くこととします。

また、知事は、三番瀬再生会議における審議が円滑に行えるよう三番瀬再生会議の委員に対し、「個別の検討委員会」の委員としての参加を要請し、連携を密にすることとします。

なお、委員の人数は、検討に必要な適正人数としますが、20名程度を上限とします。

3 知事は、三番瀬円卓会議で培われた「情報公開と住民参加」という理念に基づき「個別の検討委員会」を開催することとし、委員への住民参加と一般県民が検討のプロセスを知ることができるよう公開により行うこととします。

また、知事は、よりよい事業計画案を策定するための建設的な意見を一般県民からのFAXやメール等により聞くとともに、会場参加者の意見も聞くという従来の手法も取り入れながら、運営してまいります。